

電子契約事業者説明会であった質問と回答

質問	回答者	回答
<p>合意締結されたPDFを別ファイルに保存したものにも電子署名が付されているという解釈でいいのでしょうか。</p>	<p>弁護士ドットコム</p>	<p>合意締結されたPDFファイルを移動して保存しても電子署名を付した状態で保存いただくことが可能です。またファイル名の変更やファイルをコピーしていただいても電子署名を付した状態で保存いただくことが可能です。</p>
<p>契約書の左下に付されている記号は証明ではないということでしょうか。県との契約において利用していますが、数字とアルファベットが列記されたものです。</p>	<p>弁護士ドットコム</p>	<p>契約書の左下にある記号は、クラウドサイン上で管理するための書類ID情報となります。クラウドサインをご導入(ご利用)いただくと合意締結証明書を発行することができます。その合意締結証明書と併せて書類ID情報を確認することができるようになります。</p>
<p>自治体の一般競争入札や公募型競争入札の実績資料として契約書写しを紙ベースで添付する場合、捺印がない契約書を添付することになりますか？</p>	<p>香南市</p>	<p>実績資料を求める各自治体の判断になるかと思われませんが、香南市では、紙ベースの捺印のない契約書の写し、コリンズ、テクリス等により実績を確認させていただくことを考えています。</p>
<p>電子契約に際して、技術者届などの契約書に添付する書類について、受注者の押印などは省略されると考えてよろしいのでしょうか。 >例えば高知県においては、添付書類にも押印は不要となり、契約書同様電子署名という形になっていますが、香南市さんの方でもそういう形になるのでしょうか。</p>	<p>香南市</p>	<p>技術者届を含めて、市のウェブサイト上に掲載している様式で代表者名の後に「印」の文字が入っていないものについてはすべて押印不要です。提出はメールで送っていただいてもかまいませんが、個人情報を含んだ文書を送信する際は、漏洩防止のため、パスワード付きで送っていただく等、各事業所内のセキュリティルールの従って対応していただきますようお願いいたします。</p>